

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の 指定の効力の全部停止について

平成29年12月22日

寝屋川市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号。）に基づき、下記の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の効力の全部を停止しますのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 有限会社ハーツプランニング
- (2) 代表取締役 木村 潤二
- (3) 所在地 枚方市楠葉朝日一丁目2番47号

2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 介護ステーションハーツ香里
- (2) 所在地 寝屋川市石津中町18番10号 コーポ中町102号
- (3) サービスの種類 訪問介護、介護予防訪問介護
- (4) 指定年月日 平成23年11月1日

3 処分の内容

指定の効力の全部停止（3か月）

4 指定の効力の全部停止の期間

平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

5 指定の効力の全部停止の理由

- (1) 法第77条第1項6号

平成28年10月から平成29年4月までの間、利用者1人に対して、指定訪問介護を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして居宅介護サービス費の請求を行い、同費を不正に受領したこと。

- (2) 法第77条第1項第11号及び法第115条の9第1項第10号

ア 介護予防訪問介護事業と一体的に行っている訪問介護事業において、平

成28年10月から平成29年4月までの間、利用者1人に対して、指定訪問介護を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして居宅介護サービス費の請求を行い、同費を不正に受領したこと（法第115条の9第1項第10号違反）。

イ 平成28年10月から平成29年4月までの間、利用者1人に対して、指定訪問介護を行っていないにもかかわらず、これを行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成したこと（法第77条第1項第11号違反）。

ウ 少なくとも平成28年1月から平成28年12月までの間、対象事業所で勤務する予定及び実績のない従業者が、あたかも対象事業所の訪問介護員として従事しているかのような虚偽の書類を作成したこと（法第77条第1項第11号及び法第115条の9第1項第10号違反）。

エ 平成27年2月から平成29年4月までの間、対象事業者が対象事業所の同一敷地内で運営していた、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を行う事業所の管理者が、対象事業所の訪問介護員として行った指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護について、対象事業所の他の訪問介護員が行ったこととするため、訪問介護員の氏名を偽って記載した虚偽のサービス提供記録を作成したこと（法第77条第1項第11号及び法第115条の9第1項第10号違反）。

6 不正請求額

不正請求額は636,661円です（保険者：くすのき広域連合）。

〒572-8533

寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市 福祉部 福祉総務課

電話：072-838-0171